第十四条の二第一項中「その保税地域の所在地」を「、納税地」に改め、同条第八項中「もより」を「最寄り」に改める。

第十六条の二第一項中「その保税地域の所在地」を「、納税地」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第十六条の四第一項中「その保税地域の所在地」を「、納税地」に改める。

（石油ガス税法の一部改正）

第九条　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第六項中「もより」を「最寄り」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「、その保税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改める。

第十九条第二項中「その保税地域の所在地の所轄税関長」を「同項の税関長」に改める。

（石油石炭税法の一部改正）

第十一条　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第二項中「、その保税地域の所在地を所轄する」を削る。

第十七条第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を「同項の」に改める。

（たばこ税法の一部改正）

第十二条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改める。

第十八条第一項及び第二項中「、その保税地域の所在地を所轄する」を削る。

第二十条第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を「同項の」に改める。

（消費税法の一部改正）

第十三条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第九項第三号中「が保税地域の所在地を所轄する税関長」を「が税関長」に改め、同号イ中「保税地域の所在地」を「納税地」に改める。

第五十条第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を「同項の」に改める。

第五十一条第二項中「保税地域の所在地を所轄する」を「課税貨物に係る第四十七条第一項の規定による申告書を提出する」に、「特定月において引き取ろうとする」を「当該」に改める。

（検討）

第十四条　政府は、第七条の規定の施行後五年を経過した場合において、新通関業法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新通関業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

雇用保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四第二項中「掲げる」を「定める」に、「額。」を「額」に改める。

第六十一条の四第四項中「第二号」を「第二号に掲げる額」に改め、「第二号ハ」の下に「に定める額」を加える。

第六十一条の六第四項中「第二号」を「第二号に掲げる額」に、「第二号ハ」を「第二号ロに定める額」に改める。

第六十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　高年齢者就業機会確保計画（同条第四項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次条第一項第七号において「同意地域高年齢者就業機会確保計画」という。）に係る同法第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち雇用の安定に係るものを行うこと。

第六十三条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　同意地域高年齢者就業機会確保計画に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（介護休業給付金に関する暫定措置）

第十二条の二　第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した被保険者に対する同条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。

第二条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

目次中「高年齢継続被保険者の求職者給付」を「高年齢被保険者の求職者給付」に改める。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十条第三項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第四項第三号を次のように改める。

三　求職活動支援費

第三章第二節の二の節名を次のように改める。

第二節の二　高年齢被保険者の求職者給付

第三十七条の二の見出しを「（高年齢被保険者）」に改め、同条第一項中「被保険者であつて、同一の事業主の適用事業に六十五歳に達した日の前日から引き続いて六十五歳に達した日以後の日において雇用されているもの」を「六十五歳以上の被保険者」に、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第二項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

第三十七条の三第一項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第二項中「次条第四項」を「次条第五項」に改め、「新たに」の下に「高年齢受給資格又は」を加える。

第三十七条の四第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項後段を削り、同条第五項中「第三十四条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「第三十七条の四第五項」を「第三十七条の四第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　前項に規定する場合における第二十二条第三項の規定の適用については、同項第二号中「又は特例一時金」とあるのは「、高年齢求職者給付金又は特例一時金」と、「又は第三十九条第二項」とあるのは「、第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項」とする。

第四十三条第四項中「第四号」を「第三号」に改める。

第五十六条の三第一項第二号中「限る。）」の下に「、高年齢受給資格者（高年齢求職者給付金の支給を受けた者であつて、当該高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。以下この節において同じ。）」を加え、「含む。以下同じ」を「含む。以下この節において同じ」に改め、同条第二項中「受給資格者、」の下に「高年齢受給資格者、」を加え、「前項第一号イ」を「同項第一号イ」に改め、同条第三項第二号中「十分の五」を「十分の六」に改め、「あ